

千葉県立保健医療大学における教員の任期に関する規程

平成21年4月1日

規程 第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

2 任期中に休職等があった場合は、前項に関わらず当該休職等の期間に応じて、任期を延長することができる。

3 別表の任期中に、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第2号）第9条第12号に基づく特別休暇又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業を取得した場合において、当該教員が申し出たときは、当該特別休暇又は育児休業の期間の範囲内で当該任期を延長することができる。

(同意)

第3条 前条第1項の教員の任用に際しては、当該任用されるものの同意を同意書（別記様式）により得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項

(3) 本学運営に関する事項

(4) 社会への貢献に関する事項

(規程の周知)

第5条 この規程を改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
（１）任期付きとする職	ア 教育研究組織 健康科学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
（２）任期	教授 5 年 准教授 5 年 講師 4 年 助教 4 年 助手 4 年
（３）再任に関する事項	再任可、ただし助手については1回限りとする。

備考 任期中に千葉県立保健医療大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。

別記様式（第 3 条関係）

同 意 書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

氏 名

私は、千葉県立保健医療大学健康科学部〇〇〇に採用されるに際して、千葉県立保健医療大学教員の任期に関する規程第 3 条の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

※〇〇〇部分には、職名を記入する。